

入館料減免項目

No.	審査基準項目	措置
1	下諏訪町立博物館条例（平成5年条例第9号）第8条の規定に基づく諏訪地域6市町村に在住・在学の小・中学生及び下諏訪町に在住・在学の高校生。 下諏訪町に在住・在学する小中学生・高校生については、同伴の保護者にも適用。 長野県教育委員会教育次長依頼「公立美術館・博物館における高校生以下の入場料無料化の取組について」（令和元年11月18日付元教文第434号）による高校生以下。	免除
2	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けた者、及びその介助者。	
3	療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定に基づき、療育手帳の交付を受けた者、及びその介助者。	
4	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、及びその介助者。	
5	国及び地方公共団体の行政視察・研修の参加者。	
6	下諏訪町及び下諏訪町教育委員会（小中学校含む）が主催・共催する事業の参加者。	
7	下諏訪町内の各区（行政区）及び各区公民館（分館）が主催する事業の参加者。	
8	博物館が主催・共催する事業の参加者。	
9	博物館が発行する招待券等の持参者。	
10	博物館が設定する無料開放期間の入館者。	
11	企画・特別展への資料出品者、並びに企画及び開催に対する協力者で、当該企画・特別展の開催期間中に入館する場合。	
12	団体が入館するための事前調査者、及び入館時の団体引率者。	
13	博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館の職員、及び同法第29条に規定する博物館相当施設の職員。	
14	博物館への資料寄贈者（遺族を含む）で、博物館長が特に必要と認めた場合。	
15	博物館活動の協力団体*1の所属会員が当該団体の活動の一環として入館する場合、及び協力団体が主催する事業*2の参加者。	
16	博物館の事業から発足した自主グループ**3のメンバーが当該グループの活動の一環として入館する場合、及び自主グループが主催する事業*4の参加者。	
21	町長が認めたとき。（申請により決裁を受け許可された場合）	決裁 （免除 or 軽減）
31	（財）八十二文化財団が発行する割引優待券の持参者。	軽減（団体料金） [来館時適用]
32	（財）長野県長寿社会開発センターの賛助会員で、センターが発行する会員証の提示者。	軽減（団体料金） [来館時適用]
33	（財）塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターの賛助会員で、センターが発行する会員証の提示者。	軽減（団体料金） [来館時適用]
34	諏訪湖周まちじゅう芸術祭実行委員会が発行するパスポートの提示者。	軽減（無料） [後日応分清算]
35	日本自動車連盟（JAF）の会員で、連盟が発行する会員証の提示者。	軽減（団体料金） [来館時適用]
36	（財）諏訪湖勤労者福祉サービスセンターの賛助会員で、センターが発行する会員証の提示者。	軽減（団体料金） [来館時適用]
37	下諏訪町と下諏訪商工会議所の発行する「ふれあいカード 笑顔くん」の提示者。	軽減（団体料金） [来館時適用]

備考

(No.15 関係)

※1 「活動の協力団体」とは、博物館における事業等の活動において、企画、準備、開催及び運営を協働で行う団体をいい、該当団体及び事業は以下のとおり。

該当団体	協働事業
島木赤彦研究会	島木赤彦文学賞・新人賞授賞式、島木赤彦童謡コンクール表彰式、赤彦忌
邦子忌実行委員会 (あさかげ短歌会・語りと朗読の会、赤彦の会、 下諏訪茶道連盟、湯田町まちづくり協議会)	邦子忌、邦子文学講座
湖北岳心会	赤彦忌
赤彦童謡を歌う会	赤彦忌
赤彦の会	赤彦文学講座、赤彦忌

令和3年4月1日現在

※2 「協力団体が主催する事業」とは、博物館において上記団体の主催により開催する展覧会、発表会、講座、講演会の事業をいう。

(No.16 関係)

※3 「博物館の事業から発足した自主グループ」とは、博物館において実施した講座、体験教室、史跡散歩の参加者で、学習を継続的、自主的、定期的に行っていくために立ち上げたグループをいい、該当団体は以下のとおり。

該当団体	代表者	内容	定例活動日
諏訪湖切り絵会	中田 良	切り絵の制作	毎月第4土曜日
諏訪湖古文書の会	竹中 知一	古文書の読解	毎月第1土曜日

令和3年4月1日現在

※4 「自主グループが主催する事業」とは、博物館において上記団体の主催により開催する展覧会、発表会、体験会、講座の事業をいう。